

鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、中山間地域買物支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中山間地域において、買い物支援に係る取組や、買い物サービスを高齢者等の見守りなどと組み合わせる買い物福祉サービス事業の取組を支援することにより、買い物困難地域における買い物環境の改善を図るとともに、住民が中山間地域で安心して暮らすための環境づくりを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域

ア 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）に定める地域（以下、「条例指定地域」という。）。

イ 条例指定地域に隣接し、かつ、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に定める過疎地域の人口要件に該当し、市町村があらかじめ県へ協議して、県が登録している地域。

(2) 買い物福祉サービス

見守りを兼ねた移動販売として、要支援世帯に対し定期的に訪問するスタッフを配置することにより、福祉と買い物支援を同時に実施する取組

(3) 小規模高齢化集落等

高齢化率が50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落（小規模高齢化集落）、高齢化率が40%以上かつ世帯数が30戸未満の集落（小規模高齢化集落に準じる集落）。ただし、高齢化率が40%未満であっても、世帯数が極端に少ない等で将来的に集落の維持が危ぶまれると市町が認める集落を含む。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) 買い物支援事業

ア 移動販売車等導入支援

イ 移動販売車運営費助成

(2) 買い物福祉サービス支援事業

(補助対象経費、補助率等)

第5条 前条に規定する事業の補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、補助率、補助限度額等は、別表に定めるとおりとする。

2 事業実施主体は県内に在住、若しくは企業等においては県内に事業所を有する者とする。

(補助金の交付)

第6条 県は、第2条の目的の達成に資するため、第4条の事業について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 補助事業を行う市町

(2) 別表の第4欄に掲げる者に対し、その者が行う補助事業(以下「間接補助事業」という。)に係る補助対象経費(補助事業に要する同表の第2欄に掲げる経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。)の額の一部又は全部について間接補助金を交付する市町。

(3) 第4条第1項(1)の事業を、複数市町において新たに行う別表の第4欄に掲げる者。
 2 本補助金の額は、補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、別表の第5欄に定める率を乗じて得た額(同表の第7欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)以下とする。ただし、第4条第1項に定める事業の内、(1)アの事業において広域的地域運営組織を対象とする場合は、市町は、補助事業に要する別表第2欄に掲げる経費の額(仕入控除税額を除く。)から、当該補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額のうち、市町が負担又は別表第4欄に掲げる事業実施主体へ市町が補助する額の3分の2(同表の第7欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)を県が負担する方式を選択できるものとする。

3 第4条第1項に定める事業の内、(1)イの移動販売車運営費助成については最大3年間に限り行うものとし、交付1年目は、補助対象経費に対し市町が事業実施主体へ補助する額の2分の1(1,000千円を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)以下とする。交付2年目は、補助対象経費の3分の2に対し、市町が事業実施主体へ補助する額の2分の1(700千円を限度とする)以下とする。交付3年目は、補助対象経費の3分の1に対し、市町が事業実施主体へ補助する額の2分の1(400千円を限度とする)以下とする。

ただし、事業対象市町内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)で定める中小企業者であって、鳥取県中山間集落見守り活動支援事業実施要領(平成20年4月7日第200800005508号鳥取県企画部長通知)に係る協定を締結し、かつ小規模高齢化集落等及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年4月25日法律第88号)で定める地域を活動対象に含む者においては、年限及び補助対象経費の通減については対象外とし、ストックヤード運営費を加算する。

交付年度	交付1年目	交付2年目	交付3年目
交付額	補助対象経費×1/2 上限1,000千円/台	補助対象経費×2/3×1/2 上限700千円/台	補助対象経費×1/3×1/2 上限400千円/台
	活動地域内の中小企業者で見守り協定業者かつ小規模高齢化集落等・辺地集落対象事業者 ・補助対象経費×1/2(上限1,000千円/台) ・ストックヤード運営費 70千円/台/年		

4 前第1項から第3項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

5 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請時期は下記のとおりとする。

事業区分	交付申請の時期
買い物支援事業(移動販売車等導入支援)	原則として審査結果の通知日から14日以内(県の休日は算入しない)。ただし、市町の予算措置が未定の場合、予算決定後速やかに申請するものとする。
買い物支援事業(移動販売車等導入支援以外) 買い物福祉サービス支援事業	原則として、事業開始の20日前まで。ただし、4月1日から補助対象とする場合は4月10日まで。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

- 第8条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第9条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第6条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

- 第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
 - (2) 事業対象地域（地区）の変更
 - (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
- 2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

- 第11条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 第8条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
 - 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更
 - (2) 間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第12条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第14条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

(財産の処分制限)

第15条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第16条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第8条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第17条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接補助事業者に入収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事

にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

- 第18条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、及び保管しなければならない。

(雑則)

- 第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県中山間地域買物支援事業実施要領に定めることとし、そのほか必要な事項については地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「鳥取県中山間地域買い物福祉サービス支援事業補助金交付要綱」(平成27年3月18日付第201500000636号地域振興部長通知)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

別表(第5条、第6条関係)

1 事業区分	2 補助対象経費	3 補助事業者	4 事業実施主体	5 県補助率	6 市町負担	7 補助限度額
(1) 買い物支援事業						
ア 移動販売車等導入助成	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売、宅配サービス、空き店舗を活用した小売など、店舗が不足する地域に、必要な食料・日用品などを供給する取組に係る以下の経費 (1) 店舗の購入、改装経費 (2) 車両の購入又はリースに要する経費 ※移動販売事業(特定の品目に限定した移動販売を含む)に限り、事業継続のための購入経費も対象とする (3) 事業に必要な設備等購入・リース・修繕経費 (4) ハード整備と一体的に実施される事業(PR活動等)に要する経費及び500千円未満の備品購入等に係る経費 (5) その他事業に必要な経費 【補助の対象としない経費】 特定の品目(魚介類、野菜花き類等)に限定した移動販売車両の新規導入に係る経費、及び車内で調理加工した食品等を販売する移動販売車両に係る全ての経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町 ・複数市町の買い物困難地域での移動販売事業を新たに行う事業実施主体 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町 ・市町長が必要と認める個人事業者、企業、農商工団体、広域的運営組織、NPO、集落、その他住民団体等 	<p>2分の1(※1)</p> <p>ただし、 ・移動販売の事業継続のための車両購入経費の場合は3分の1</p>	<p>任意とする</p> <p>ただし、市町が事業実施主体となる場合は2分の1</p> <p>移動販売の事業継続のための車両購入経費の場合は3分の1</p>	<p>1事業当たり(※2) 5,000千円</p> <p>事業継続のための車両購入は1台当たり3,000千円</p>
イ 移動販売車運営費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売車の運営に要する以下の経費 (1) 燃料費 (2) 車検費用 (3) 修理費 (4) 備品購入費(冬用タイヤ等) ただし、食料品・日用品など概ね10品目以上を取り扱う(特定の品目に限定した移動販売事業者間の連携を含む。)移動販売車を対象とし、補助は3年間を限度とした通減方式とする(ただし、特例措置あり。)。また、(2)の買い物福祉サービス支援事業の対象車両については対象外とする。 			2分の1	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が補助事業者又は事業実施主体となる場合のみ) 	<p>1台当たり</p> <p>1,000千円</p> <p>2年目:700千円</p> <p>3年目:400千円</p> <p>特例の場合</p> <p>1,070千円</p>
(2) 買い物福祉サービス支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りの必要な世帯を対象に定期的に訪問する移動販売業者を確保し、その事業者が見守りと同時に日々の生活や買い物に関する困りごとを聞き取り、対応可能な他の事業者等へ連絡するサービスを実施する取組に必要な以下の経費(※3) ・地域への説明、集落調査等に必要経費(印刷製本費、謝金、使用料等) ・買い物福祉サービスの実施に係る経費(委託費又は補助金、旅費、賃金、需用費、借料・損料、燃料費等) ・その他事業実施に必要な経費 	市町		補助対象経費のうち、市町が負担又は事業実施主体に補助する経費の2分の1	—	<p>移動販売車1台当たり</p> <p>1,850千円</p> <p>又は、集落支援員及び地域おこし協力隊を活用する場合は、移動販売車1台当たり</p> <p>650千円</p>

※1 広域的運営組織が事業主体となる場合は、市町は、別表5欄の補助率と「市町が補助する額の3分の2を県が負担する方式」のいずれかを選択することができる。

※2 複数のエリアにおいて、エリア毎に施設等を整備する場合は、1エリア分を1事業とする

※3 市町職員及び集落支援員・地域おこし協力隊の人員費及び旅費は除く。備品購入費用や建物等修繕費用などのハード事業に係る経費は除く。委託費については、県内事業者が実施するものに限る。

様式第1号（第7条、第13条関係）

年度中山間地域買物支援事業計画及び収支予算書（実績報告及び収支決算書）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地・連絡先	
代表者氏名	
組織の設立年月日	
組織としての認定状況 （広域組織の場合のみ）	
市町村担当課及び責任者（連絡先電話）※	

2 事業の実施方針（実施結果）

--

※地域の課題や住民のニーズに対する対応状況等具体的に記載すること。

3 事業の概要

事業実施期間	年 月 ～ 年 月
事業実施地区	〇〇町〇〇地区
事 業 概 要	
事業区分	事 業 概 要

4 事業費内訳及び算出根拠

（単位：千円）

事業区分	科目	積 算	事業費	財 源 内 訳		
				県 費	市町費	その他
	小 計					
	小 計					
合 計						

※規則第12条に係る変更申請の場合、変更前を（ ）で記すこと。

5 他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 消費税の取り扱い

※該当するいずれかに○をしてください。

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

7 収支予算（収支決算）

(1) 収入の部

(単位：千円)

負担区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘要
1 県補助金		
2 市町費		
小 計		
3 その他 ※		
合 計		

※事業実施主体が広域的地域運営組織の場合で控除となる収入がある場合は、具体的な内訳を摘要欄に記載すること。

(2) 支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘要
合 計		

8 事業完了予定年月日 (完了年月日)

9 添付書類

(1) 事業計画申請時

- ア 事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、図面、見積書、パンフレット等
- イ 事業実施主体の概要が把握できる資料（規約、構成員の所属、氏名、役割等）
- ウ 広域的運営組織が事業実施主体で市町が補助事業者の場合、市町の補助金の収支に関する歳入歳出予算のうち、補助事業が把握できる部分の写し、又は今後予算案を提出する旨の確約書
- エ 直接補助の場合は事業対象市町の意見書（対象地域の買い物困難の状況、取組事業に対する意見等）

(2) 事業実績報告時

- ア 事業実績の詳細が把握できる事業費内訳書、巡回地図及び写真、領収書の写し、パンフレット（計画申請時と異なる場合）等
- イ 車両運行に係る日時、場所等を記載した帳簿の写し（移動販売車等導入支援事業を除く）
- ウ 買物福祉サービス事業の場合は集落ごとの巡回対象者数及び巡回実施者数（月別の実数及び延べ数）

第 年 月 日

様

職氏名 印

年度中山間地域買物支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった中山間地域買物支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先：）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、中山間地域買物支援事業費補助金交付要綱（平成29年3月30日付第201600202249号鳥取県元気づくり総本部長通知。以下「要綱」という。）第6条第2項及び第3項、第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

印

年度中山間地域買物支援事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった中山間地域買物支援事業費補助金について、中山間地域買物支援事業費補助金交付要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。